ヒヤマ・クボタ法律事務所
Hiyama & Kubota Law Offices

News Letter VOL.07

発行／2020年11月27日　発行者／ヒヤマ・クボタ法律事務所　〒530-0052 大阪市北区南扇町1-3 ミルフェスト北堀川2階　電話：06-6766-4360

ごあいさつ

11月半ばになっても大阪では夏日を記録するなど、少し異常ともいえる気候でしたが、ようやく季節が進み、この時期らしい気候になっていくようです。

新型コロナは感染の急拡大が止まらず、Gotoキャンペーンも見直しの動きが出てきており、感染予防と経済の両立は、本当に難しい問題です。

当事務所は、おかげさまで弁護士・スタッフとも元気で頑張っております。

これからの寒い時期も、会議室での打合せ中は、暖房を入れつつ、換気のために窓を開けることは続けさせていただこうと考えています。

皆様にはいつもの年よりも少し寒い思いをさせてしまうかもしれませんが、何卒ご理解くださいますようお願いします。

改正相続法について

～しばらくの間、隔月で連載します～

事務所通信第5号では、自筆証書遺言の方式緩和（自筆によらない財産目録の添付を認める形での緩和）や自筆証書遺言を法務局で保管する新制度についてご紹介しました。

今後の事務所通信では、隔月となりますが、しばらくの間、相続に関して近時なされた法改正のうち、よくお問い合わせをいただく改正箇所についてご紹介させていただきます。

しばらくお付き合いください。

＜遺産分割前における預貯金の払戻し制度の創設＞

被相続人の預貯金は、遺産分割の対象となりますので（平成28年12月9日最高裁大法廷決定による判断・但し、預貯金に関する有効な遺言がある場合は除きます。）、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割協議・調停が成立したり、あるいは、審判がなされるまで、単独で払戻しをすることができないのが原則ということになります。

しかしながら、それを貫くと、被相続人死亡後すぐに対応しないといけない被相続人の葬儀費用・債務の弁済や被相続人に扶養されていた法定相続人の生活費等に被相続人の預貯金を充てることができないといった問題が生じます。

そこで、民法の改正により、遺産分割前であっても法定相続人が単独で預貯金の一部の払戻しをすることができる制度が創設されました。

払戻しが認められるのは、法定相続分に従った金額そのものではなく、あくまでその一部にとどまります。

単独での払戻しが認められる金額は、「預貯金債権総額の3分の1に法定相続分を乗じた額」です。

「相続続開始時の預貯金額を基準」として「個々の預貯金ごと（口座ごと）」に払戻し可能金額を計算します。

定期預金については満期が到来していないとこの制度を使って払戻しはできないとされています。

また、同一の金融機関に対してこの制度を使って払戻しができる上限額の定めがあり、現在は150万円とされています。

払戻しを受けた法定相続人は、払戻し分を取得したものとみなされ、遺産分割時に調整することになります。

それでは、次の事例で各法定相続人が具体的にいくら払戻しを受けられるかを計算してみます。

【事例】

被相続人：A
法定相続人：B（妻）・C（子）・D（子）
相続開始時のA名義預貯金の内容：
X銀行　普通預金1800万円
Y銀行　定期預金450万円（満期到来）
　　普通預金300万円

【解説】

それぞれの法定相続分は次のとおり。
B：1/2　C：1/4　D：1/4

●X銀行
（Bの場合）
1800万円×1/3×1/2＝300万円
金融機関ごとの上限制限により300万円の払戻しは不可で上限額は150万円
（C・Dの場合）
1800万円×1/3×1/4＝150万円
上限額は150万円

●Y銀行
（Bの場合）
定期預金につき
450万円×1/3×1/2＝75万円
普通預金につき
300万円×1/3×1/2＝50万円
上限額は計125万円
（C・Dの場合）
定期預金につき
450万円×1/3×1/4＝37万5000円
普通預金につき
300万円×1/3×1/4＝25万円
上限額は計62万5000円

以上

払戻しを受けたい場合の必要書類は全銀協ウェブサイトで確認ができます。

大変便利な制度なので、被相続人死亡後の債務の支払いや当面の生活費に被相続人の預貯金を充てたい場合には利用をご検討ください。

年賀状・暑中見舞い廃止のお知らせ

当事務所は、2018年5月に開所して以来、年賀状と暑中見舞いをお送りしてご挨拶させていただいておりました。

しかしながら、新時代における環境配慮型法律事務所としての役割を果たすため、2021年から年賀状や暑中見舞いでのご挨拶を差し控えさせていただくことにしました。

今後は、HPやSNSでの情報発信をより充実させ、皆様に、親しみと信頼を寄せていただける法律事務所になれるよう弁護士・スタッフ一同精進してまいります。